



発信：弁護士法人

シティサンライズ法律事務所

弁護士 浦田 益之

弁護士 和田 恵

弁護士 磯谷 太一

TEL 058-265-1708

✉ info@urata-law.com

自国ファーストは何をもたらすか

1. 大学で刑法を学び始めた頃、決まって出される問題に次のものがある。

船が暴風雨に遭い難破した際、2人の遭難者が、ひとりがつかまるだけなら沈まない板子を奪い合い、他のひとりを突き放して溺死させ、自分が助かった場合、その行為は殺人罪になるか。

これが「カルネアデスの板」問題であり、古代ギリシアの哲学者カルネアデスが提示した。

現代の考え方では、これを「緊急避難」として扱っており、刑法37条1項でもそれを扱っていて、「自己保存は法の第一義」を謳っている。

但し、業務上特別の義務を負っている者については、これを適用しない。

2. また、続いて、「囚人のジレンマ」の問題が出題される。

ゲーム理論の一つであるが、「個々人が自分にとって最も合理的な選択をした結果、全員が協力し合った場合よりも悪い結果に陥る」例を示している。

ゲーム理論は、1950年当時、考案されており、自己利益の追求が社会全体の利益につながる事例を説明するのに使われてきた。

プリンストン大学の数学者アルバート・タッカーが、講演の中で、すでに例示されていた

「警察に逮捕された共犯関係にある2人の囚人」のストーリーで説明したとき、これを囚人のジレンマと名付けたことから広く知られるようになった。

(ストーリーの内容)

2人の囚人が互いに協力（黙秘）すれば、早期の釈放になるのに、相手の裏切り（自白）を恐れ、それぞれが自分だけが自白して助かろうとしたため、結果として、双方とも重罰を受けることになった。

3. 米国トランプ大統領の相互関税政策は、相手国と協力して自由貿易の低関税を選べば、貿易がより拡大して両国に利益をもたらす。

自国の利益は、自国の選択だけで決まらず、常に相手国がどう対応するかで変わってくる以上、当然の成り行きでもある。

保護主義の高関税をかけるのは、自国産業を守る（それによって輸入関税の収入が得られる）ことになるから、その裏切りは、一時であるが、自国に利益をもたらす。

しかし、相手国もまた裏切りの高関税でもって報復に出るようになると、それこそ、世界貿

易は縮小に向かい、両国とも利益の確保ができなくなる。

自由貿易を守り、国際通商の秩序を維持するため、これまでは世界貿易機構（WHO）を中心にして多国間ルールを作ってきており、また、地域個別間でも自由貿易協定（FTA）が存在する。

WHOのルールは、関税の削減や非関税障害の撤廃などがその中核をなしている。

トランプ政権の自国ファーストは、やがて、物価高のインフレを招き、自国民にその不利益がはね返ってきているばかりか、ゲーム理論が示すが如く、協力を無視した裏切りの選択は誤りであったことが、アメリカ連邦最高裁の違憲判決などをもって次第に明かされようとしている。

敵国条項

1. 2025年11月7日、高市早苗首相は、台湾有事が発生した場合、日本の集団的自衛権の行使の前提となる「存立危機事態」に該当し得るとの認識を示した。

この発言に対して、中国は、何度となく、強い表現で非難声明を出し、日本水産物輸入や日本向け渡航の停止などの注意喚起を行い制裁措置を取り始めた。

2. それだけではない。

中国は、2025年11月22日、アントニオ・グテーレス国連事務総長に書簡を送り、高市発言の撤回と戦後の国際秩序への挑戦を批判している。

つまり、日本は、台湾問題に関して、武力介入の野心を見せたといつて、このことは第2次大戦後の国際秩序を著しく損なうものであり、日本は敗戦国として歴史の罪を深く反省すべきだと迫っている。

いわゆる歴史カードを持ち出して、国連を舞台に情報戦を展開し日本を追い出しにかかった。

3. 敵国条項とは何のことか。

失効していたのではなかったのか。

「国際連合憲章」53条1項は、

安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する

但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地理的取極に基づいて又は地理的機関によってとられてはならない

と規定し、NATOなどを利用して強制行動をとることを認める一方、いかなる強制行動も安保理の許可なしにはできないという原則を謳っている。

但し、これには例外規定が設けられており、

旧枢軸国の「敵国」（日本およびドイツ）が戦後の国際秩序に反するような行動に出た場合、安全保障理事国〔米国、英国、フランス、中国（中華民国）およびロシア（ソ連）〕は許可なくとも武力行使ができる

とされていた。

敵国に対しては、他にも、信託統治制度が敵国から分離される地域に置かれる（77条1項6）とか、戦勝国が敵国を占領することを認める（107条）との規定がある。

つまり、中国は、この敵国条項を根拠にして、日本に対する武力行使ができると脅していることになる。

4. ところで、我々は、この敵国条項は廃止・失効したものと考えていた。

日本は、1995年当時、ドイツと共に、これを憲章から削除を求める決議案を国連総会に提出

し、採択されているのみならず、2005年には敵国文言を削除するとの全加盟国首脳の決意を示した国連総会決議も採択されていることによる。

にも拘わらず、我々が使っている六法全書にはいまだに53条1項但し書、77条1項、107条がそのまま残っている。

その訳は、国連憲章の改正に手がつけられておらず、第10条は、

①総会の3分の2の多数で採択され

②安全保障理事会のすべての常任理事国を含む国連加盟国の3分の2によって各自の憲法上の手続に従って批准された時に、すべての国際連合加盟国に対して効力を生ずる

と定めていて、いわば鉄のロックがかかっていた。

5. 為政者たる者、それを支える側近は、相手を責める前に、あらゆる事態を想定して、政治外交の発言をしてもらわないと困るし、修復のできない結果を招くことがある。

重大ニュース

1. 時期外れの話になるが、例年の如く、年の瀬になると、重大ニュースやレクイエム（亡くなった著名人への鎮魂）が流されたりする。

2025（R7）年は、2500万人集めた大阪・関西万博、原子力政策の転換点となった東京電力柏崎刈羽原発の再稼働、史上断トツ（異常高温）の酷暑、人的被害を守るため緊急銃撃を可能にしたクマ対策、怯えた地震と津波、大火に飲み込まれた山林と港町などが注目を引いた。

2. そんな中に混じって、石破首相（当時）による戦後80年に際しての「先の大戦に関する所感」（10月10日）が重大ニュースに入っていた。

退陣直前の発表であり、閣議決定もなく、終戦の日に合わせることも叶わなかったが—。

安倍晋三元首相の70年談話を書き替えられることを嫌ったのか、自民党保守派が、その内容で言い尽くされており、今さらこれ以上の談話は必要でないとして反対した。

果たしてそうだろうか。

安倍談話には、

・満州事変、そして国際連盟からの脱退、日本は、次第に国際社会が壮絶な犠牲の上に築こうとした「新しい国際秩序」への「挑戦者」となって、進むべき進路を誤り、戦争への道を進んで行きました。

そして、日本は敗戦しました。

・我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。

戦争の苦痛を嘗め尽くした中国の皆さんや、日本軍によって耐え難い苦痛を受けた元捕虜の皆さんが、それほど寛容であるためには、どれほどの心の葛藤があり、いかほどの努力が必要であったことか。

そのことに、私たちは、思い致さなければなりません。

・私たちは、自らの行き詰まりを力によって打開しようとした過去を、この胸に刻み続けます。

我が国は、自由、民主主義、人権といった基本的価値観を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいります。

安倍談話の内容は、1995（H7）年の村山富市元首相、2005（H17）年の小泉純一郎元首相のそれと同様、その限りにおいては、共感を受け支持もされている。

3. だが、それでは、戦争への道を防ぐ力がなぜ働かなかったのか、制度上の問題がどこにあったのかには触れているところがなかった。

過ちを犯したというなら、そこに、反省、謝罪、原状回復が必要だが、さらには原因の究明と再発の防止策を伴っていなければならない。

我々が、刑事弁護をするとき、いつも被疑者・被告人に問い掛けていることであり、国の場合もそのプリンシプル（基本原則）が当てはまる筈だ。

4. 要は、過去の談話には、検証が抜け落ちており、どこか詰め甘さが残っていた。

多くの国民はそのことに気付いている。

それを踏まえてか、石破首相は、所感をもって、歴史認識を継承するとしたうえ、▷開戦に至る経緯の分析（文民統制の欠如）、▷歴史の教訓と健全かつ強靱な民主主義の必要、▷軍との関係における天皇の統帥権、政府・議会・マスメディアらの問題点への言及を試みた。

重大ニュースに入ったことに確たる意義があった訳だ。

5. 戦後も80年を過ぎてしまうと、戦前・戦後を経験しない人が殆どを占め、何もかもが引き継がれなくなる。

歴史から学ぶことが重要であるのに、その一方で、歴史の風化が始まり、やがては消し去られる。

なお、田中角栄元首相だったかの警句に「戦争経験者がいなくなると、平和は守れない」があった。

さもありなん。

そうなる、今でもだが、先の大戦において、政府が国民に対し許しを請うなどといい出すこともあり得なくなる。

相手国に対する戦争の賠償責任は果たすが、自国民が受けた被害は、軍人にのみ補償しても、民間人のそれは、国民との間には雇用関係がなく、逆に国民には戦争協力と受忍の義務があるなどと不可解な理由でもって、はね除けてきた。

こんな体たらくでは、憲法前文にある「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ」ことが実現されそうにない。

同じ敗戦国ながら、ドイツは、国民に対し許しを請うとして、一定の補償を行い、それでもって、過去を清算した。

私見をいわせてもらえば、石破所感では、そこまでのことを触れて欲しかった。

2025 (R7). 12. 30記

次回案内 岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば…4月22日(毎月第4水曜日午後4時5分から)